

「守護国界章」における最澄の徳一批判

——法相教学批判とは区別される徳一固有への批判——

寺 井 良 宣

天台宗の最澄と法相の徳一との間でかわされた一三権実論争は、日本の仏教史上とくによく知られている。この論争をめぐっては、徳一侧の文献は残されておらず、最澄側のいくつかのものが現存しているのみで、そのなか、最澄の主著のひとつでもある「守護国界章」（以下「守護章」という）は、両者の論争内容を知る重要な書となっている。「守護章」は、

その前に徳一が「中辺義鏡」を著わし、これを批判するため著されたものである。^①「中辺義鏡」における徳一の天台批判およびその主張は、最澄が「守護章」に細かく引用している^②ので、それを通して知ることができる。ところで、最澄と徳一との論争は、天台宗と法相宗との鋭い教学的対決の感があり、一般にもそのように受けとめられている。しかるに、「守護章」での最澄の徳一批判をみると、その法相義に対する批判も確かに多くみられるが、法相教学批判とはいえない徳一のみへの批判も多く含まれていることに気づく。徳一は

多くの場合、慈恩大師基ら中国の法相宗祖師の所説を記述して自己の主張としているが、最澄は慈恩らの説には全く批判を加えずに（むしろこれを認めて）、徳一だけに批判を限っている場合が少なからずあるのである。そこでいまはこの点を明確にして、そこから最澄・徳一論争の基本的性格を少しく問い直してみたいと思う。

まず、「守護章」で最澄が徳一を批判する際に用いる引用文献をみると、徳一が用いるのと同じ法相側の文献を最澄もまた引用する場合が多くある。それは、徳一の引文態度に問題があり、徳一の主張が法相宗義を得ていないことを批判するためである。例えば「守護章」巻上の教判論争のなかで、徳一が慈恩の「理趣分述讚」を引用した際、最澄は「述讚」の同様箇所^③の引文を示して、徳一の主張が慈恩の意に何ら沿っていないと難じている。このような例は「守護章」巻中において、「法華玄賛」を依用した徳一の主張を、最澄が批判

する場合にとくによくみられる。

「守護章」巻中（三巻）は、両者の法華教学をめぐる論戦である。そこでの徳一側の「法相」義は、多くは慈恩の「法華玄贊」を祖述するものであり、この他慈恩の「大乘法苑義林章」、慧沼の「法華玄贊義決」、智周の同「撰釈」も用いられている。これに対し最澄はしばしば徳一の引文態度を問題とし、その引文の誤り、加増、欠略を指摘して、自宗義（慈恩や慧沼らの原意）に背いていると批判している。また、徳一には、引文であるとの標示をせず、「玄贊」や「義決」の文をあたかも自己の言葉のごとく記述する主張が多くみられ、それに対しては最澄は、「玄贊に影して」「玄贊を写し取り」「贊文を倣みて」などと暗に批判している。このようななか、徳一の主張が「法華玄贊」などにもとづいているにもかかわらず、最澄は「玄贊」を全く批判せず、徳一のための批判に終始している章が「守護章」巻中（二十六章から成る）のなかにいくつもあるのをそれを示してみよう。

「彈謗法者偽訳如是章第十二」^⑥は、法華経冒頭の一句「如是」の徳一釈を最澄が批判したものである。そこでの徳一の主張は、原典と対照してみても明白なように、「仏地論」によった「法華玄贊」の解釈を用いて、これに自らの釈をつけ加えたものである。これについて最澄は、「玄贊」の釈は正しいものとし、徳一の解釈のみが誤っていると批判する。す

なわち、「如是我聞」という句頭の如是を解釈しなければならぬ時に、徳一は「コレワガキシゴトシ」と「ゴトシ」を句の後ろに置いて和語に翻じ、つぎに、「汝当如是読誦」などという句腹（句と句の間）の如是の場合には今度は「カクノゴトクワカモトニケ」と翻じて、句頭の如是に解釈していると。以下、この章では「玄贊」における慈恩の釈は何ら問題とされず、徳一の解釈のみ最澄はことごとく斥けている。

つぎに「彈謗法者浅仏教十徳章第十八」^⑦は、「仏の教え」に十徳を数えるか、七善とするかという論議である。「法華玄贊」は瑜伽論によつて十徳を示し、天台の「法華文句」は七善を説く。そこで最澄の批判は、徳一が「瑜伽八十三云」と、いかにも瑜伽論からの引用にみせかけているが、実はこれは「玄贊」を引用したものであり、その場合、「玄贊」の瑜伽論依用には何ら非とするものはないが、徳一は勝手に自語を加えて、意味を「雜乱」せしめている、また十徳でも七善でもそれは開合のちがいで両方とも是認してよく、徳一のように十徳にのみ固執して七善を斥けるのは誤っている、とするものである。この章でもまた最澄は、慈恩の解釈を容認して徳一の説をのみ論難している。

また、「彈謗法者浅方便品科段章第十九」^⑧は、方便品科段についての徳一の説を最澄が批判したものである。そこでの徳

一説をみると、最澄も指摘しているように、世親の法華論に直接よっているかにも見えるが、実はそれは法華論を用いた「玄賛」の文を引用したものである。⁽¹⁾そして最澄は、「玄賛」の法華論依用には別に問題はないが、徳一の主張は全く誤っているとする。すなわち、徳一は「玄賛」の文に自語を加えて、その結果、分科法においても、法華経を解釈するにおいてもことごとく誤っていると攻撃している。

またつぎに、「彈謗法者淺三車体章第二十六」⁽²⁾は、法華經譬喩品釈をめぐるもので、牛車の体、および三車と三乗との関係についての論争である。ここでの徳一の主張は、「玄賛」も少し引かれているが、おもに慧沼の「義決」⁽³⁾にもとづいている。そしてこれに対する最澄の批判は、「義決」に対するというよりも徳一に向けられている。まず、徳一は「義決」の文に自語を加え、それが「義決」の意を得ていない。また「義決」には「索車」義について、四車説を認める第一義と、三車のみだという第二義の二説が出されているのに、徳一は自分に都合のよい第二義のみを引き出している。慧沼の説も第二義を重視しており、その点では天台側からみて正義とはいえないが、それでも慧沼の釈は経意に違わず、また宗義（法相義）にも背いていない。しかし徳一の解釈では経にも違い、「義決」にも、ひいては宗義にも背いている、とするものである。こうした点を論証するため、最澄はこの章に

おいては、何度も「義決」の長文を引用している。

以上、いくつかの例を示したが、このように最澄の批判を通して徳一の主張をみると、その「法相」教学にはかなりの問題を含み、「守護章」において最澄は、右に示した例を中心に法相教学に対するよりも徳一固有への批判により熱心であるという傾向のあることが否めないのである。

1 「守護章」の冒頭にその旨の叙述がある。（伝教大師全集（以下伝全）二・一五二頁）

2 伝全二・二五八～二六〇頁。

3 伝全二・三八二頁。

4 伝全二・四一〇頁。

5 伝全二・四六九頁。

6 伝全二・四二九～四三四頁。

7 「法華玄賛」大正三四・六六二下。

8 伝全二・四六三～四六七頁。

9 ひとつ前の第十七章（伝全四五六～四六三頁）は天台の七善説の批判・反批判である。

10 伝全二・四六七～四七二頁。

11 「法華玄賛」大正三四・六九六上～中。

12 伝全二・四九八～五〇八頁。

13 「法華玄賛義決」大正三四・八六八中～八六九上。

△キーワード▽ 守護国界章、法華玄賛

（竜谷大学大学院）